

契約の方法及び入札の条件（工事）

1 契約の方法

福島県条件付一般競争入札実施要領に基づく条件付一般競争入札とする。

入札者がいない場合は、当該入札は取りやめる。

2 入札の条件等

入札の際呈示すべき条件は、次のとおりとする。

- (1) 入札書の記載金額・入札保証金・契約保証金・落札者の決定

入札説明書のとおりとする。

- (2) 低入札価格調査制度

ア 本工事は、地方自治法施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項の規定に基づく低入札価格調査制度適用工事である。

イ 調査基準価格を下回った入札を行った者は、評価値が最も高い者であっても必ずしも落札者とはならない場合がある。

ウ 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。

- (3) 契約保証金

福島県財務規則第288条に定める契約保証金は、請負代金の10分の1以上の額とする。ただし、調査基準価格を下回って落札した場合は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第228条及び福島県工事請負契約約款（平成8年3月29日総務部長依命通達。以下「工事請負契約約款」という。）第4条第3項で規定する契約保証金について、請負代金額の10分の3以上の額とする。契約保証金の納付は、福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第4条の規定による担保の提供をもって代え、又は保証を付したときは、免除する。

なお、落札額が500万円に達しないときは、契約保証金の納付を免除する。ただし、契約締結後において、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円を超えたときは、この限りではない。

また、落札者は、別紙「契約の保証について」により契約の保証を付することとする。

- (4) 前払金

福島県財務規則（以下「規則」という。）第112条で定める前払金は、次のとおりとする。

ア 第1項に定める前払金 請負代金額の4割以内の額（1万円未満の端数は切り捨てる。）ただし、調査基準価格を下回って落札した場合は、請負代金の2割以内の額（1万円未満の額は切り捨てる。）

イ 第2項に定める中間前金払 請負代金額の2割以内の額（1万円未満の端数は切り捨てる。）

- (5) 部分払

規則第238条で定める部分払は、工事の既済部分に対する代価の10分の9以内の額（1万円未満の端数は切り捨てる。）とする。ただし、既済部分に対する代価が請負代金の10分の5（中間前払金の約定をするときは、10分の6（前払金の約定をしないときは、10分の3））を超えた場合に限る。

なお、部分払の回数は、規則第239条第3項で定めるところによる。

- (6) 工期

工期は、令和 年 月 日限り（標準工期 180 日間）とする。ただし、工事の着手時期は契約締結の日から7日以内において工事発注者が指定する日とする。

- (7) 建設業退職金共済組合への加入

建設業者は、建設業退職金共済組合に加入すること。

- (8) 建設労働者の休養

日曜、祝日、休日は、労務者を休業させるよう配慮すること。

- (9) 現場代理人届等

受注者は、本工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者を定め、契約の締結の日から5日以内に経歴書を添付して発注者に提出すること。なお、この工事については、落札者の申請に基づき発注者が認める場合、他の工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができます。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。

- (10) スライド条項に基づく請負代金額の変更

約款第26条第1項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が2箇月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。スライドの対象となる残工事（受注者の

責により遅延していると認められる残工事量は含まない。) は、第 1 項の請求があった日から起算して 14 日以内に監督員が確認する。

(11) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更

約款第 26 条第 5 項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が 2箇月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。

また、発注者又は受注者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。

(12) インフレ条項に基づく請負代金の変更

約款第 26 条第 6 項でいう請負代金額の変更は、基準日から残工期が 2箇月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。

また、発注者又は受注者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。

(13) 不可抗力による損害の負担

約款第 30 条第 3 項に定める損害額の負担を求めるときは善管処理を裏付ける資料を添付すること。また、同条第 4 項の請負代金額とは、損害額を負担する時点の請負代金額とし、1回の損害額が当初の請負代金額の 100 分の 1 に満たないものは、損害額に含めないものとする。

(14) 下請負に附する場合の遵守事項

工事の一部を下請負に附する場合は、福島県元請・下請関係適正化指導要綱を遵守すること。

(15) 配置予定の技術者

ア 他の発注機関の入札との関係について

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、当該入札に参加してはならない。

なお、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、同日同時刻に行われる入札(国、県、市町村を含む。)については、他の入札に参加した場合は当該入札に参加してはならない。

イ 他の建設工事の配置技術者との関係について

入札時点において、他の建設工事の配置技術者となっている場合でも、その工事の工期が当該工事の工期と重複していなければ配置予定技術者とすることができるが、工期延長等により配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、当該入札に参加してはならない。

ウ 監理技術者

土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業及び舗装工事業に係る工事の場合には、工事現場に専任で配置することとなる監理技術者は、指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者で必要な講習を受けている技術者を配置すること。

エ その他

調査基準価格を下回って落札した場合の監理技術者又は主任技術者については、同等以上の要件(監理技術者又は主任技術者となるための要件)を満たす者 2名を配置するものとする。当該工事が建設業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事である場合は、2名とも専任を要し、追加で配置する技術者については他の工事との兼務は認めない。(建設業法施行令第 27 条第 2 項の適用は認めない。)

(16) 工事請負契約書

「福島県財務規則の施行について」による工事請負契約書によるものとし、特約条項で別記の条項を挿入する。

(17) 契約確定の時期

地方自治法第 234 条第 5 項の規定により、発注者及び受注者が記名押印したときに確定する。

(18) 見積内訳総括表及び見積内訳書

入札参加者又は入札参加者の代理人は、見積内訳総括表及び見積内訳書(見積内訳書は数量・単価・金額等を明らかにしたものに限る)を提出しなければならない。見積内訳総括表又は見積内訳書の提出がない場合、当該入札は無効とする。

(19) 辞退の申し出について

(3)、(4) 及び(15)エの規定により変更となった契約条件に対して、落札候補者の対応が困難な場合にあっては、落札者決定前に辞退を申し出ることができる。

(20) 入札の際に提示すべき書類は、次のとおりとする。

1 福島県工事請負契約約款

2 設計書（金額抜き）、設計図、仕様書

3 福島県元請・下請関係適正化指導要綱

(21) 工事請負契約締結後における単価適用日変更に伴う特例措置について

「土木事業単価表」、「建築関係事業単価表」及び「農林土木事業単価表」に基づき積算を行った工事について、工事請負契約締結後における単価適用日変更に伴い、当初契約日における直近の単価表を適用しないで積算されている案件について、当初契約日における直近の単価表を適用した積算に基づく請負代金額に変更するための協議を、当初契約日から30日以内の期間は請求することができる。

(22) その他

本工事の実施に当たっては、震災等被災者及び避難者の優先的な雇用に努めること。

[別記] 特約条項

第1 約款第4条第3項及び第6項中の「10分の1」とあるのは「10分の3」と読み替える。

(注 第1、第2及び第3の特約条項は、低入札価格調査制度による調査基準価格を下回り落札者となった者と契約を締結する場合に特約することとし、該当しない場合には特約しない。)

第2 約款第35条第1項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と読み替え、同条第7項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第8項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第9項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替える。

第3 この工事においては、建設業法第26条第1項又は第2項で規定する主任技術者又は監理技術者について、同等以上の要件（主任技術者又は監理技術者となるための要件）を満たす者2名を配置する。なお、当該工事が建設業法第26条第3項の規定に基づき主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事である場合は、2名とも専任を要し、追加で配置する技術者については他の工事との兼務は認めない。（建設業法施行令第27条第2項の適用は認めない。）

第4 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、福島県又は市町村が発注し受注者が受注している他の工事（以下「他の工事」という。）の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。

第5 約款第38条第1項ただし書きの表中、請負代金の額2,000万円以上の場合、発注者と受注者が協議して定める回数は3回（中間前金払をする場合は2回）とする。

第6 受注者は、約款第4条第1項に規定する契約の保証を付すことを要しない。ただし、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円以上となった場合は、この限りではない。

(注 この特約条項は、落札額が500万円未満の場合に特約することとし、500万円以上の場合は特約しない。)

第7 約款第37条に次のただし書きを加える。

ただし、平成28年4月1日から令和7年3月31日までに新たに請負契約する工事に係る前払金で、令和7年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

第8 (入札時積算数量書に疑義が生じた場合における確認の請求等)

受注者は、入札時に発注者が示した入札時積算数量書（仮設工事、土工事及び一式とされた項目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。以下単に「入札時積算数量書」という。）に記載された積算数量に疑義が生じたときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求することができる。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、確認を求めることがないものとする。

- 2 前項の請求は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する受注者が入札時に提出した工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
- 3 監督員は、第1項の請求を受けたとき又は自ら入札時積算数量書に記載された積算数量に誤謬又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行わなければならない。
- 4 前項の確認の結果、入札時積算数量書の訂正の必要があると認められるときは、発注者は、受注者と協議して、これを行わなければならない。
- 5 前項の訂正が行われた場合において、発注者は、請負代金額の変更の必要があると認められるときは、工事請負契約約款第25条に定めるところにより、当該変更を行うものとする。この場合における同条第1項本文の規定による協議は、訂正された入札時積算数量書に記載された積算数量に基づき行うものとする。

特記事項

第1 リサイクル対象工事の場合は、工事請負契約書の条項7. 特記事項として契約書に記入する。

「7. 特記事項

上記工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をする施設の名称及び所在地及び再資源化等に要する費用について別途書面により、記名押印をして契約当事者相互に交付すること。」

第2 工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、工事請負契約書の条項7. 特記事項として契約書に記入する。

「7. 特記事項

上記工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおりとする。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第四十八号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。」

なお、「東日本大震災に伴う賃金等の変動に対する福島県工事請負契約約款第25条第6項の運用について（通知）」（平成24年3月7日付け23財第2367号）通知中の「第25条」とあるのは「第26条」と、「第37条」とあるのは「第38条」と、「第38条」とあるのは「第39条」とそれぞれ読み替える。